

亀山市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

亀山市長 櫻井義之

亀山市規則第5号

亀山市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

亀山市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年亀山市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(子育てのための施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出) 第20条 [略] <u>(乳児等支援給付認定の申請)</u> 第21条 <u>府令第28条の22第1項の申請書は、乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書（様式第22号）とする。</u> <u>(乳児等支援支給認定証の交付)</u> 第22条 <u>法第30条の15第3項の認定証は、乳児等支援支給認定証（こども誰でも通園制度認定証）</u>	(子育てのための施設等利用給付認定の申請内容の変更の届出) 第20条 [略] [条を加える。] [条を加える。]

(様式第23号)とする。

(乳児等支援給付認定の取消しの通知)

第23条 府令第28条の25第1項の規定による通知は、乳児等支援給付認定取消通知書(様式第24号)により行うものとする。

(乳児等支援給付認定の変更の届出)

第24条 府令第28条の26第1項の届書は、乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定変更届出書(様式第25号)とする。

(乳児等支援支給認定証の再交付の申請)

第25条 府令第28条の27第2項の申請書は、乳児等支援支給認定証再交付申請書(様式第26号)とする。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の申請)

第26条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第27条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の辞退)

第28条 [略]

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

[条を加える。]

[条を加える。]

[条を加える。]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の申請)

第21条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の変更の申請)

第22条 [略]

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認の辞退)

第23条 [略]

(特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請)

<p><u>第29条</u> [略]</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出)</p>	<p><u>第24条</u> [略]</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等の確認の変更の届出)</p>
<p><u>第30条</u> [略]</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)</p>	<p><u>第25条</u> [略]</p> <p>(特定子ども・子育て支援施設等の確認の辞退)</p>
<p><u>第31条</u> [略]</p> <p>(その他)</p>	<p><u>第26条</u> [略]</p> <p>(その他)</p>
<p><u>第32条</u> [略]</p>	<p><u>第27条</u> [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

様式第2号、様式第4号、様式第8号、様式第9号及び様式第10号備考中「この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を「審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。」に改め、ただし書を削り、同備考に次のように加える。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第15号、様式第16号、様式第19号及び様式第20号中「この通知書を受け取った」を「この決定があったことを知った」に改め、「提起することができます。」の次に「ただし、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。」を加える。

様式第27号中「（第26条関係）」を「（第31条関係）」に改め、同様式を様式第32号とする。

様式第26号中「（第25条関係）」を「（第30条関係）」に改め、同様式を様式第31号とする。

様式第25号中「(第24条関係)」を「(第29条関係)」に改め、同様式を様式第30号とする。

様式第24号中「(第23条関係)」を「(第28条関係)」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第23号中「(第22条関係)」を「(第27条関係)」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第22号中「(第21条関係)」を「(第26条関係)」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第21号の次に次の5様式を加える。

乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

年 月 日

亀山市長様

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/> 亀山市が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む。)等を利用することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 亀山市が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請子どもに係る情報(要配慮個人情報を含む。)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。	
	<input type="checkbox"/> 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続等)を行うことに同意します。	

申請者(保護者)	フリガナ		生年月日	性別	子どもの続柄		
	氏名						
	住所	〒					
	本年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒				
	前年1月1日時点の住所	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所と異なる	〒				
電話番号		メールアドレス					
負担軽減の申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯である場合及び亀山市が支援が必要と認められた世帯である場合は、「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、亀山市の住民基本台帳に登録されていない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。					
転入前の市町村での利用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
既に認定を受けている子どもの有無 ※認定期間内の子どもに限る。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						

代理利用者	総合支援システムの代理利用者	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
	フリガナ		生年月日	性別	子どもの続柄		
	氏名						
	住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				
	電話番号		メールアドレス				

支給対象小学校就学前子ども	確認を希望する子どもの数							
	1	フリガナ		生年月日	性別	子どもの続柄		
		氏名						
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				
		障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付あり / □添付無し) □その他(具体的に記載:)			
	2	フリガナ		生年月日	性別	子どもの続柄		
		氏名						
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				
		障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付あり / □添付無し) □その他(具体的に記載:)			
	3	フリガナ		生年月日	性別	子どもの続柄		
		氏名						
		住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる	〒				
		障がい等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	添付書類	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他			
その他配慮すべき事項の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき事項の詳細	□疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) □指示書等の添付) □食物アレルギー(医師の診断及び指示<生活管理指導表を添付>:) □添付あり / □添付無し) □その他(具体的に記載:)				

年 月 日

様

亀山市長

乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
乳児等支援支給認定子ども	
生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所、認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として(訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。)、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

様

亀山市長



乳児等支援給付認定取消通知書

乳児等支援給付認定について、子ども・子育て支援法第30条の18第1項の規定により次の認定子どもに係る認定を取り消したので、子ども・子育て支援法施行規則第28条の25第1項の規定に基づき通知します。

乳児等支援支給認定証番号		
乳児等 支援支 給認定 子ども	氏名	
	生年月日	
取 消 理 由		
取 消 年 月 日		年 月 日

次のとおり乳児等通園支援支給認定証を返還してください。

- 1 返還先
- 2 返還期限 年 月 日

備考

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、亀山市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、亀山市を被告として（訴訟において亀山市を代表する者は亀山市長となります。）、提起することができます。なお、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

乳児等支援支給認定証再交付申請書

年 月 日

亀山市長 様

乳児等支援支給認定証の再交付について、次のとおり申請します。

乳児等支援 支給認定 保護者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名	Ⓜ		
	住所	〒 ー		
	連絡先			
乳児等支援 支給認定 子ども	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名			
	乳児等支援支給認定保護者との続柄			

申請の理由（該当する番号に○をしてください。）	
1 紛失	
2 汚損・破損	
3 その他	
()	

※申請の理由が「2 汚損・破損」であるときは、認定証を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。